

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（昭和二十三年政令第三百三十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（手当）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 日当は、出頭又は鑑定及びこれらのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、参考人については一日当たり八千二百円以内において、鑑定人については一日当たり七千八百円以内において、それぞれ公正取引委員会が相当と認める額とする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（手当）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 日当は、出頭又は鑑定及びこれらのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、参考人については一日当たり八千二百円以内において、鑑定人については一日当たり七千七百円以内において、それぞれ公正取引委員会が相当と認める額とする。</p> <p>3・4（略）</p>